

第6回大磯町自治基本条例策定に関するワークショップ
平成21年12月22日（火）17:30～19:30

○住民投票 基本条例に明記する

- ・通常住民投票は内容等を限定しない。がこの大磯町自治基本条例についてはどういう内容、項目を対象とするのか事前に決めていることにすること。
- ・住民投票は、「住民投票のやり方についての条例」がないと実施できない。
- ・町長→議会の承認が必要
直接請求（1/50）
- ・住民投票には、常設型：請求（ある程度の署名）があれば、必ず実施。
非常設型：（合併など）事前に定めた事柄についての請求のみ実施。がある。
- ・自治基本条例に入れることで、根拠とすることができる。
- ・アメリカでは、増税、地方債の発行に関しては、住民投票を必ず行う。
- ・地方自治法74条では、税に関する直接請求はできない。
→北海道石狩市では、パブリック・コメントで税に関する請求を認めている。
- ・住民投票の結果に法的拘束力はない。しかし町長は結果について尊重しなければならない。（道義的責任）
→法的拘束力の問題：適法・違法の問題。
- ・それらと前回までの意見を踏まえ、とりあえず大磯自治基本条例には定住外国人のことで、何歳以上を対象にするのかを明記すること。
- ・その他細かい内容については他条例に明記。また、それらについて町民の生の声を入れたいので無作為にPCなどで選んだ人（概ね1,000名）に住民投票できる年齢・人・内容をきき広く意見（アンケート）を求めている。
- ・実際のこと（骨子・素案）は策定委員会に移行する

○行政評価

- ・大磯町ではすでに『議会基本条例』が施行されているのでわざわざ行政評価を行わなくとも良いのではないかな。

○財政健全化

○情報の共有化

- ・情報公開条例：請求されてはじめて情報が公開される。
行政からではない。

○オンブズマン制度 ペンディング

オンブズマンとはスウェーデン語で代理、護民間の意味

オンブズマンは不正なものを見つける（紛争、苦情）
公平・中立に第三者的判断をして、指導監督する

公設オンブズマン →行政に対して調査監督権限のあるオンブズマン
行政が公設したオンブズマン

民間オンブズマン →弁護士などによる民間のオンブズマン（情報公開を使う）

全国では 50 位ある（川崎、仙台など）

- ・ オンブズマンでも最近では、介護、福祉など個別の事柄で受け付けるようになっている。
- ・ 組織作り、規模（所管<オンブズマン事務局など>、予算、人数など）の問題がある。
- ・ オンブズマンでなくても苦情の窓口があってもよい。
- ・ 事務監査請求の請求は可能だが、個人単独ではできない（署名を集める 1/50 以上）。また、事務(住民)監査請求は制度に対する苦情。
- ・ 議員がしっかりしていればオンブズマンはいらない（御用聞き的な事をする）
- ・ オンブズマン制度は裁判にかけるよりはお金がかからない（調査費がかからない、簡易迅速）住民側メリット？
- ・ オンブズマンの判断と司法的な判断は違う
- ・ 制度を理解していないための苦情などを早く解決するメリットがある
- ・ 発意調査権 住民からの苦情をうけてから調査する受身のタイプとオンブズマンの権限として独自調査する発意調査がある
- ・ オンブズマン制度があった方が行政側も緊張感があるのでは？
- ・ オンブズマン条例をつくらなければならない。
- ・ そもそも情報の共有化とは、例えば市が持っているすべての情報を市民と共有すること。情報公開請求をするにも市民自身から積極的に動かなければならないので、行政からの自発的な情報発信をしてもらいたい。

○パブリック・コメント

- ・ パブリック・コメントの目的は、意志決定の透明化、政策決定の住民参加。
- ・ パブリック・コメントは、条例で規定するのはややこしい。
→小さなことでもかけると膨大な量になってしまう。
- ・ 国などでは、パブリック・コメントはインターネットでの実施でも良いが、大磯では疑問。
- ・ パブリック・コメントは、説明責任が行政に課される。
→お金がかかる(人件費)。
- ・ パブリック・コメント以外では、公聴会がある。
- ・ 行政が政策決定するときに、公聴会を実施することはあまりない。
- ・ パブリック・コメントとは町民の町の政策決定のためにあるものにしたい。
- ・ また、上記意見に反しては本来議員自身がしっかりとしていればオンブズマンは必要ない。大磯町は人口も少ないのでさほど案件もでなく活動できないのではないかと。という意見もあった。
- ・ パブリック・コメント、オンブズマン制度はこの自治基本条例に必要なものではないが、町民と行政が「協働」して動くということ、町と町民の情報の共有化のためにもパブリック・コメントとオンブズマン制度を大磯町自治基本条例に含めること。
- ・ また、インターネットでのパブリック・コメントは大磯町には馴染まない気がするので避けたい。パブリック・コメントのみの施行は避けたい。『協働』という文言を載せたい。

などの意見があった。

○町の役割～職員の役割

- ・責務とは、法的義務と異なる。
→**責務**：道義的責任（理念）どうあるべきか。法的義務：適法・違法の問題。
- ・責務の内容について、情報の透明化、わかりやすく、ある程度の一人ひとりの耳に入ってくるようにして欲しい。何をやっているのかを知らせてほしい。
- ・「町民の生命、財産を守る」ということをいれてほしい。「町民の生命、財産を守る」は責務でなく義務である。
- ・住民からの苦情があったとしてもそれを実現できるように意見を汲んでもらえるようになってほしい。
- ・以前からある、町長への手紙・意見ボックス。それに対しての返事を行っているのか。住民側からからすれば返事を返すことが当たり前のことであり義務である。聞きっぱなしではなく、ちゃんと何かが動く対策、制度があるようにしてほしい。
→連絡先が分かるものは回答をしている。

義務・・・やらなければならない事

責務・・・あるべき理想

行政に対する情報公開はあるが議会に対する情報公開はない

議会とはどうあるべきか

町長とはどうあるべきか

議員とはどうあるべきか

地方自治法では当たり前にやる事は書いていない

趣旨採択 でとまってしまう

机上配布 ・ ・ ・ 何もしない(聞いておきましたよという事)

次回のテーマ

- ・ 町の責務
- ・ 町長（トップ）の責務
- ・ 執行機関（行政、組織）の責務
- ・ 職員（公務員）の責務
- ・ 住民の責務
大磯の理想のまちづくりについて

アンケートは事務局と先生で相談して作成し、郵送するので次回、検討してほしい